

指定介護保険事業所 様

岩手県国民健康保険団体連合会

事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱い（7月サービス提供分）について（通知）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より「平成23年7月21日付け東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」通知が発出されました。

つきましては、平成23年7月サービス提供分の介護報酬等の請求について、下記のとおりといたしますので、別添の厚生労働省からの事務連絡と併せて御確認くださいようお願いいたします。

なお、御不明な点については、担当課までお問い合わせください。

記

1. 平成23年7月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成23年7月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、平成23年3月12日以降のサービス提供分、4月サービス提供分、5月サービス提供分及び6月サービス提供分について概算による請求を行った介護サービス事業所等であって、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、7月サービス提供分についても、1か月分を通して概算による請求を行うことができます。

これ以外の場合については、通常の方法により請求を行ってください。

なお、平成23年8月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、被災地における介護サービス事業所等の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、引き続き、通常請求が困難な介護サービス事業所等については、個別に審査支払機関に相談する取り扱いとする予定となっておりますので、御配意願います。

2. 概算請求による請求の取扱いについて

概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、平成23年8月10日（水）午後5時までに別添届出様式に必要事項を記載の上、本会介護保険課あて提出願います。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

3. 通常の方法による請求の取扱いについて

(1) 平成23年7月サービス提供分に関し、通常の方法による請求を行う場合には、4月5日付け厚生労働省事務連絡を確認の上、請求願います。

(2) 平成23年7月サービス提供分に係る請求明細書の提出期限は平成23年8月10日（水）午後5時までといたします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

4. 伝送またはFDによる請求方法を届け出ている被災地域のサービス事業所等について

今回の災害により、伝送またはFDによる請求ができない事業所については、請求方法の届出によらず、FDまたは紙により請求可能な媒体で提出をお願いいたします。

担当：介護保険課

TEL 019-623-4325

FAX 019-653-2216